

第2回埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会会議録

■日時

令和6年11月14日（木） 10:00～12:00

■場所

埼玉教育会館 303会議室

■次第

- (1) 第1回検討委員会における主な意見・提案について
- (2) 民生委員・児童委員活動に関する追加調査結果について
- (3) その他

■出席者

(委員) 中島委員、大山委員、田中委員、寺田委員、塚原委員、
平委員、濱田委員、小曳委員、岸田委員
(事務局) 播磨社会福祉課長、金井社会福祉課副課長、鹿島主幹、宮川主事

■配付資料

- ・ 次第
- ・ 検討委員会名簿
- ・ 資料1 第1回検討委員会における主な意見・提案について
- ・ 資料2 民生委員・児童委員活動に関する追加調査結果について
- ・ 資料3 市町村による民生委員の年齢要件緩和の要望
- ・ 資料4 第3回民生委員の選任要件に関する検討会資料（抜粋）
- ・ 参考資料 埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会設置要綱

■会議概要

(事務局)

皆様おはようございます。本日は大変お忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから第2回埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会を開会いたします。私は本日の進行役を務めさせていただきます、社会福祉課副課長の金井でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに本日初めて御出席されている委員の方もいらっしゃいますので、名簿の順に従いまして、委員の皆様を御紹介いたします。

文京学院大学人間学部人間福祉学科教授の中島委員長でございます。

高千穂大学人間科学部教授の大山副委員長でございます。

埼玉県行政書士会副会長の田中委員でございます。

埼玉県民生委員・児童委員協議会会長の寺田委員でございます。

埼玉県社会福祉協議会主幹の塚原委員でございます。

熊谷市福祉総務課長の平委員でございます。

狭山市福祉部次長兼福祉政策課長の濱田委員でございます。

草加市社会福祉協議会課長の小曳委員でございます。

埼玉県福祉部副部長の岸田委員でございます。

なお、埼玉経済同友会専務理事・事務局長の大石委員におかれましては本日御欠席でございます。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

社会福祉課長の播磨でございます。

社会福祉課、総務・社会福祉担当主幹の鹿島でございます。

同じく総務・社会福祉担当主事の宮川でございます。

続きまして本日の資料を確認させていただきたいと存じます。お手元にお配りしてあります、次第、検討委員名簿、それから資料1、第1回検討委員会における主な意見・提案について、資料2、民生委員・児童委員活動に関する追加調査結果について、資料3、市町村による民生委員の年齢要件緩和の要望、資料4、第3回民生委員の選任要件に関する検討会資料（抜粋）、さらに参考資料といたしまして、埼玉県民生委員児童委員活動に関する検討会設置要綱、以上でございます。不足がございます場合には、お手数ですが、お申し出くださいますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

なお議事録作成のため、本日の検討会につきましては録音させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

それでは以降の進行につきましては、中島委員長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

（中島委員長）

改めましておはようございます。今、国の方の検討会もいよいよ佳境であと1回というところで、方向性もだいぶまとまってきたところでございます。今日も少し話題になると思いますが、よろしくお願いいたします。

9月に第1回検討委員会を行いまして、事務局から民生委員・児童委員制度の県内の状況、それから令和5年度に実施した民生委員・児童委員アンケート調査の結果報告、民生委員・児童委員活動の負担軽減等につながる取組事例等について説明をしていただきました。皆様からそれぞれの立場で重要な御意見を、あるいは御提案をいただいたところかと思えます。本日も、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、本日の検討委員会の議事録について、後日ホームページで公開させていただくことを予定しております。よろしいでしょうか。

（異議なし）

（中島委員長）

ありがとうございます。それでは次第に従いまして、審議に入らせていただきます。

まず1つ目、第1回検討委員会における主な意見・提案について、事務局から御説明をお願いいたします。

（事務局）

鹿島から御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは資料1でございます。第1回検討委員会で委員の皆様からいただいた御意見、御提案につきまして、テーマを設けまして、事務局において整理させていただきました。

まず、スライドの1ページ目、欠員についてでございます。新たに建設されたマンションや戸建住宅が整備されたところについては、ほぼ自治会に加入していない状況があるという御指摘がありました。また、民生委員は自治会・町内会から推薦していただく形で選ばれるので、その加入率の低下とともに、適任者がなかなかいないという状況があるという御指摘もいただきました。一方で、昔からのコミュニティのつながりが高いところでは、民生委員の欠員は、現在それほど多い状況ではなく、同じ自治体の中にあっても、地域ごとの実情は違ってくるという御指摘もいただきました。こうした御指摘を踏まえまして、地域コミュニティが残っていて大丈夫なところはしっかりと守っていきつつ、新興住宅など民生委員が足りなくなっていて、手当が必要な部分に関しては、新しい知恵を出していくという考え方が必要なのではないかと御提案をいただきました。

続きましてスライド2ページ目、推薦方法の課題でございます。先ほど民生委員は自治会・町内会から推薦していただく形で選ばれると申し上げましたが、民生委員推薦会は自治体に1つであり、民生委員の顔が見えないため、自治会・町内会から推薦された方をそのまま承認するなど、自治会・町内会頼みになるところにも課題があるのではないかと御意見をいただきました。

この御意見に関連しまして、推薦会よりも小さな単位で設置される推薦準備委員会の設置状

況を調査いたしました。先の資料になるのですが、資料2のスライド6を御覧ください。さいたま市を除く県内62市町村に調査をいたしましたところ、県内では6か所で推薦準備委員会を設置しておりました。設置区域につきましては、それぞれ、行政区ごと、自治会・町内会ごと、自治会連合会ごと、地区民児協ごととなっております。設置理由は、候補者の確保が困難なため、推薦会で候補者の適用を十分知ることが困難なためといった回答でございます。設置していない市町村からは、広域ではないため、推薦会のみで候補者の適否の審査が可能であるためという回答が多い状況でございました。

それでは資料1にお戻りいただきまして、スライド2ページ目でございます。推薦方法の課題の続きでございますが、こども食堂やフードパントリーの活動に参加している方々など、社会貢献したい層が民生委員になれる仕組みにすることも必要との御意見を頂戴しました。

次にスライド2ページ目の中ほどから3ページ目を御覧ください。民生委員制度の周知についてでございます。担い手不足のことを考えると、民生委員の周知は非常に重要であるという御指摘を頂戴するとともに、そのターゲットは自治会、教員退職者、20代、30代、40代ぐらいまでの若い世代、という御提案をいただきました。また若い世代への周知については、大学で学生の募集が少なくなっている中で、より特徴あるキャンパスを作っていくための1つのツールとして地域貢献が議論になっているが、何をしたいか分からないという話があるとの御指摘もいただきました。

次にスライド4ページ目、働きながら民生委員活動ができる環境についてでございます。就労しながらの委員活動は困難な状況にある、特に年齢層が若い主任児童委員については、自分の生活との両立ができないとの御意見を頂戴しました。また、民生委員が従業員に在籍していることをもう少し評価するということがあってもいいのではないかと、民生委員に理解ある企業に県の入札でポイントをつけるということを行えば、企業への理解が広がるのではないかと御提案をいただきました。また、本日御欠席でございますが、大石委員から、行政機関や社協からの要請を受けて、民生委員の制度や実態を企業経営者に知ってもらうために、埼玉経済同友会から会員企業の経営者や、他の県内経済団体に周知することはできるとの御提案もいただきました。

次にスライド5ページ目、民生委員の活動費でございます。民生委員は民生委員法により無償となっておりますが、それについて、民生委員に限った話ではなく、保護司や日本が育んできた無償での協力制度が厳しい状況になっているとの御指摘がありました。

続きまして、スライド5ページの中ほどからスライド6ページを御覧ください。民生委員の負担軽減についてでございます。令和6年3月の社会援護局関係主管課長会議資料で紹介されました、民生委員・児童委員活動の負担軽減等につながる取組事例、ICTの活用や、特に民生委員協力員制度について、数多くの御意見を頂戴いたしました。また、業務範囲につきまして、民生委員の活動の範囲を整理できるとよい、民生委員あるいは協力員のできることでできないことの線引きをして、市町村単位ではなく共通のものを示した方が新しい方が増えやすいのではないかと御提案をいただきました。さらに、充て職のような形で民生委員にお願いしていたものは、極力減らしていくべきとの御提案も併せて頂戴いたしました。

最後にスライド7ページ目を御覧ください。全体といたしまして、民生委員ではない人についても、地域コミュニティ企業の参画といった辺りも含めて、どういう形であれば参加できるのか、個人情報提供も、1か0ではなく、どこまで提供できるのか、どうやって民生委員活動に参加していただくのかといった仕組みづくり、仕掛けづくりを考えることが必要ではないかと御提案をいただいたところでございます。

資料1につきましては以上でございます。よろしく御願いいたします。

(中島委員長)

ありがとうございました。第1回の検討委員会で、皆様からいただいた意見を整理していただきました。御覧いただいたとおり、全国的に議論されている内容とほぼ同じような御意見が出たかと思えます。

事務局からもう少しICTについて意見交換をしてもらえないか、というメモが来ております。コロナ禍以降、スマホ教室も高齢者を中心に広がっていますし、Zoomなどのオンライン会議も広がってきたり、LINEのグループを作るなどのSNSのツールを使ったりすることも民生委員さんに広がりつつあると思えますが、地域格差は大分あります。そういったところも、皆さんか

ら少し御意見をお寄せいただくとよいかと思ひますし、できれば埼玉県独自の固有の課題とか、そういったものがもしあれば、教えていただければと思ひます。

事務局の方で資料を整理していただきましたけれども、やはりなり手が非常に不足している、国としても、令和4年度の一斉改選で1万5,000人ほどの欠員が出ましたので、大きく充足率が下がりました。少し戻ってはきていますが、それでもまだ1万人ぐらい足りないというのが全国的な状況です。恐らく来年の一斉改選はさらに厳しい状況になると、現場の皆さんは本当に頭を悩ませているのではないかと思ひます。現場をお持ちの濱田委員から、資料を読んでの御感想でも結構ですし、一斉改選に向けて今どんな準備を始められているか、お願いいたします。

(濱田委員)

狭山市西部地区というところで、自治会の加入率が非常に下がってきているという部分がございます。そういった中で民生委員さんの推薦をお願いするということは非常に難しく、狭山市の場合にも改選ごとに欠員数が増えているという現状でございます。今、定数245名のところ228名で、17名の欠員がございます。高齢化や既存の委員さんの体調不良等によりまして、退任される方も増えてきている様子もございまして、先だつての会議の中にありましたように、狭山市も8つの地区に市内で分かれています。地区によりましては、やはりマンション等が多い地区は自治会の加入率が下がっており推薦が難しいということで、その地域だけは推薦委員会を別に地区で設けて、自治会長の推薦の前に推薦委員会を開くというようなこともしております。一方で、やはりまだまだ地縁が強く、以前から住んでいらっしゃる方が多い地区につきましては、毎年改選の度に欠員ゼロで、もう次の人が決まっているというような状況で民生委員の方が回っているというところもございまして。

また、負担軽減については行政の方にも非常に課題があると思っておりますけれども、行政の方から、自治会長あるいは民生委員の方へは選挙の立ち会いをはじめ、非常に負担が多いお願い事をしております。私たち福祉政策課でも、充て職という部分についてはやめて欲しいという依頼をしている中ですが、やはりどうしても地域を知っている方に会議体の会員になってほしい、あるいは選挙のときの立会人になってほしい、お人柄も保証されている方なので、その方をお願いしたい、という行政それぞれの所管の思いも分からなくはない中で、そういったこともさせていただいているところです。

あとは、やはり主任児童委員さんはお若い方が必要となりますので、狭山市も主任児童委員さんの欠員は非常に多いです。こども食堂やフードバンク、こういった活動は若い方たちで活発に行っているところですので、その方達に主任児童委員の説明をさせていただいて、どなたか御推薦いただけないかということをお願いしております。ただその方を地域の方から推薦をいただくというところにハードルがございまして、フードバンクやこども食堂は確かに地域の中で活動していただいておりますが、狭山市に120ある自治会の自治会長さんとどれだけ連携しているかという、そこまですべての自治会ではありません。そうなりますと、私の方で推薦するのはちょっとその方をよく知らないのと、というような課題も出てきている中で、どのように推薦してもらおうかということは今考えているところです。

また、先ほども出ておりました活動費につきましては、民生委員さんはボランティアで無償ですよというようなこととお話していましたが、やはり活動費としては、それ相当の月8,600円程度が出ているという説明もした方がいいのではないかと、自治会の方から意見としてございましたので、ちょうど昨日から自治会の一斉改選に向けた説明会を開始したところですが、そこではその活動費についてもお話をさせていただきました。そうしますと会長さんの方からは、民生委員さんも本当に無償というわけではないんだねと、活動するための実費負担程度のもものは出るんですねと、そこは知っていた方がいいですね、なんていう御意見をいただきましたので、これから地区を回る中では説明をしたいと思っております。

ICTの関係ですけれども、私たち行政の職員も、ペーパーレスということで、あまり紙を使わずに全てSNS等を使うようにとはなりまして、タブレットを持ちながら対応するというのもしておりますけれども、狭山市の場合、民生委員さんにそれをお願いしていくのは非常にハードルが高く、LINEを使う、あるいはメーリングリストですら、御協力いただける方は228名の民生委員さんのうち半分以下です。ですので、これからICTをどのように活用するかという話

になりますと、そういうことはできないので私は（民生委員を）できませんというような、逆にそこでまたなり手がなくなるのではないかと、とも思っております。現在の民生委員さんに継続していただくのが一番ありがたいということで、今ちょうど一斉改選に向けて意向調査を始めたところですが、今回はLoGoチャットという、そのままスマホで回答できるものも使ったところ、228名のうちLoGoチャットを使った回答は1割程度でした。それ以外は、ほとんど地区民児協の会長さんにその回答を手渡しするという原始的な方法を選んでいらっしゃる方が多い実情でございます。

あと、民生委員の選任基準は、民生委員法に基づき埼玉県で設けていただいていると思いますが、例えば議員さんとかそういった方が民生委員になれるのか、あるいは自治会長というのは2年ぐらい前にOKが出まして兼務ができるようになりましたけれども、議員さんについても、そこは大丈夫としている県もあれば、埼玉県は駄目ということで基準を作っていただいていると思いますので、そういった基準についての見直しについても、我々市町村の方から少し意見を申し上げさせていただきまして、緩和をしていくということが少し必要かと考えております。長くなりましたが、以上でよろしくお願いたします。

（中島委員長）

ありがとうございました。重要なところを幾つも御指摘いただきました。

ICTについては石川県の野々市市の事例が非常に有名で、私もいろんな報告書に書かせていただきましたが、金沢工業大学と一緒に連携するという中で大事にしているのは1人も取りこぼさないということで、全員がスマートフォンやタブレットをきちんと使えるようにするというのを大前提に導入しています。濱田委員がおっしゃったように、ICTはまだまだ使えないという方が多く、総務省のインターネット接続環境の調査を見ると、80代になると25%ぐらいに下がり、70代でまだ5割ぐらいです。60代だと8割以上の方が使っているので、そういう意味でインターネット接続環境としては何らかの形は持っているけれども、それが民生委員の仕事とつながるかというところはまだまだ、というのはまさに御指摘のとおりだと思いますので、これからどう考えられるか、またぜひ御意見をいただけたらと思います。

興味深かったのが8地区のうち1地区は、全体の民生委員推薦会とは別に推薦会があると。これは準備会の位置付けになるのですか。

（濱田委員）

新狭山地区というところですが、推薦委員会とは別に、地区の委員会を設けておりまして、そこで推薦していただいた方を本当の推薦委員会に上げるということで、ここで書いてある準備会と同じような位置付けにはなりません。

（中島委員長）

先日大阪に行ってきましたが、町内会がしっかりしているところはそのから推薦できるのですが、そうでないところはやはり推薦準備会で顔の見える関係から推薦してもらうということで、大阪府池田市は非常に積極的に推薦準備会に取り組んでおられました。

それから前回、大山委員からも言っていたことも食堂やフードバンクの関係もおっしゃるとおりですね。関わって欲しいんだけど、それを自治会長さんが御存じでないというところですね。そこまで知らないから推薦を躊躇される場所も、なるほどと思いました。

活動費の話も、本当にもう少し伝えていってもよい話ですね。ありがとうございました。皆さん共感できることがたくさんあったと思います。

では、平委員に熊谷市のことを改めてお聞きしたいと思います。まず現場の皆さんから口火を切っていただくとよいかと思っておりますので、お願いたします。

（平委員）

先ほど濱田委員からお話があったとおり、熊谷市においても大体同じような状況がありまして、欠員については、熊谷市においては定数321名に対しまして現員数が303名ですので、18名欠員が発生しております。徐々に委嘱も進んでいまして、改選時に比べれば改善してきてはいますが、まだ完全な状態にはなっていないという状況です。

推薦方法としましては、熊谷市の場合は推薦準備会等の設置はございませんので、あくまでもその自治会からの推薦をお願いしているところでございます。そこでやはり課題になるのは、自治会の方で、民生委員さんのことをなかなか理解しきれてないという状況でございます。自治会と行政の連携等が課題でして、4月に地区民協の会長さんと市長とのタウンミーティングを開いたのですが、その中でも自治会との連携が課題ではないかということが議論されまして、そこと上手に連携を取りながら、民生委員さんのことをいかに知ってもらうかということが重要と考えております。来年の一斉改選に向けても、なるべく早く自治会側に説明の機会を設けて周知を図っていくことが必要と考えておりまして、例年よりも早めにその機会を設けたいということで、今進めているところでございます。

周知ということでは、熊谷市の取組として、毎年5月に市報で民生委員さんのことを広報していますが、それに加え、今年度は2月に特集記事を組んで、さらに1歩踏み込んでPRしたいと考えております。少しでも多くの方に民生委員さんのことを知っていただいて、自治会の皆さんにも理解を深めていただくことを狙いとしまして、そういった広報活動に力を入れてみようかということで進んでおります。

また、働きながら民生委員活動ができる環境についてですが、熊谷市において常勤で働きながら民生委員をされている方が、全体で大体10人ほどいらっしゃいます。そういった方が増えるような条件の緩和も必要かと思えます。ある地区で、働きながら民生委員になられた方が、こんなはずじゃなかったと、すぐお辞めになってしまったことがありました。その辺も、自治会から十分に説明ができていなかったということで勘違いが生じて、すぐ民生委員がいなくなってしまった地区もありましたので、条件整備とともにきちんと制度の趣旨を説明することが必要と感じたところでございます。

活動費については、熊谷市の場合は月7,600円の活動費を支給していますが、活動内容がきちんと担保されるような形があれば、よりお願いしやすい部分なのかなと考えておりますので、会長さんも含めて、こういった形が適切なのかを協議しながら進めていきたいと考えているところでございます。

負担軽減でございますけれども、やはり先ほどからお話もありませんとおり、どうしても民生委員さんをお願いすることが多くございます。毎月地区民協の会議に出席をさせていただいて、市からお願いをするわけですが、どうしても毎月結構なボリュームの業務をお願いするような状況が発生しております。こういったことについて、少しでも負担軽減をしていかないとならないということで、民児協の会議にかける前に、各課から依頼があった時点で当課できちんと精査をした上で、依頼すべきこととそうでないことの仕分けをして、民児協の会議でお願いをしているような状況でございます。

その他、先ほどICTのお話がありました、やはりどうしても皆さん年齢の高い方が多いため、なかなか温度差があるのかなと思えます。寺田会長の地区などはLINEでやり取りしているようなことも伺っておりますが、そういったことが全くできない地区もありますし、例えば一律にタブレット端末を配布して、連絡ができるような仕組みを作るにしても、いきなりは難しいのかなと感じます。その辺はやはり世代交代をすることによって解消される部分もあると思えますが、なかなか現状では難しいと感じているところでございます。

雑ぱくでございますが以上でございます。

(中島委員長)

ありがとうございました。自治会と民生委員との関係性がなかなか悩ましくなってきました。おっしゃるとおり、推薦母体としては自治会・町内会が圧倒的に多いですが、一方で自治会・町内会の役員さんが入れ替わる中で、福祉のことはよく分かりません、という自治会もだんだん増えてきているということもありますね。そういう中で、民生委員さんのことがよく分からないという自治会もあるのは、1つの課題かと思いました。

それから、働いている方が10名程度ということでしたが、ここも地域によりかなり大きな差がありまして、東京や大阪だと、4割の民生委員さんが仕事を持っておられ、主任児童委員さんになるともう全国的にも過半数を超えています。仕事を持って主任児童委員をされている方が多いので、原則55歳以下ということで幅を持たせていますが、自営業かサラリーマンかによって時間の自由度に違いがあったり、例えば京都だと職人さんなど比較的時間の自由がきく方が

やっているとということがあつたりしますので、なかなか一律には言いにくいところが県内もあるのではないかと思います。ただ、前回も言いましたが65歳以上の方の過半数がお仕事をされているというデータが、内閣府の高齢社会白書で出ています。年金をもらう65歳になるまでは仕事をする、という方が多くなっておりまして、60歳で定年退職して民生委員になるということが本当に難しくなってきました。通常考えると充足率が下がるのではないかとこのところですが、このあたり、寺田委員はどんなふうに民生委員さんと話しておられますか。

(寺田委員)

寺田でございます。県民児協は、毎年、東西南北ブロック会長連絡会を開催して意見交換しています。今回のテーマは、まさにこのなり手不足と、どのように地域や自治会の方に民生委員のことを知ってもらおうかということ、マイナス部分は何だろうという3点について話し合ったのですが、会長たちが言うには、やはり自治会との連携は非常に大事だということで、自治会長さんによってはとても良い方もいれば、そっけなく、そんなことは知るかとかからさまに言う方もいるようです。また、どうやって民生委員の活動を知ってもらおうかというのは、やはり自治会との連携で、自治会の連合会に率先して何度も行って、一斉改選に向けた推薦が始まる前、4月5月ぐらいまではとにかくPRしようという話が出ました。それから、民生委員は大変ということばかり言わないで、民生委員って楽しいんですよ、ということを含んで言っていこうじゃないかという意見が出ました。それと、先ほども65歳以上も働いているという話が出ましたが、町の会長さんたちからは、70歳過ぎて、75歳になっても働いている人が多いので、みんな働いているという前提で話を持っていった方がいい、と話していました。自治会との連携は大事ですので、県民児協としても、重点的に取り組んでいきたいと思っております。

ICTについてですが、私の民協ではLINEで一斉に連絡しています。電話の連絡網だと最後の人に全然違う内容が行ってしまったということがありました。文面なら間違いはないだろうということで、私から発信しています。中にはLINEをしていない人もいますが、責任を持ってその人に伝える役割の人もいますので、緊急の連絡は全てLINEです。先日、全民児連の部会があり、ある会長さんは、自分が定例会を休まなければいけない時に、LINEで挨拶文を流すということもしまして、定例会で質問する人もおらず、うまくいきました、と話されていました。

また、この前、コロナ禍の時はできなかった1泊2日の県外研修に行ってきましたが、帰ってくると、やっぱりこういうのはあった方がいい、とみんな言っています。今まで話をしていなかった方達との交流もできて、自分の悩みも一緒に部屋になった人達で話せた、という感想が聞けました。今回、バスの中で、活動していて困ったことや楽しかったことを全員に話してもらったのですが、それもすごくよかったです。本当に今回の1泊2日の県外研修、大変有意義だったと思っております。

ですので、そういったことも含め、自治会さんの方に、定例会に月に1回出ればいいんだよ、というだけではなく、1年間の行事の予定とかいろいろなものも含めながら話をするのも必要ではないかと、前回の県民児協の東西南北ブロック会議で話がありました。

(中島委員長)

ありがとうございました。そうですね、以前は宿泊型の研修ってよくやっていましたね。私は研修で説明する立場でしたが、皆さん本当に楽しそうに、とってもいい議論をしていますよね。

(寺田委員)

そういったことも含めながら話をできればいいと思います。民生委員と聞いて「大変だね」という言葉が返ってきたら、「いや、民生委員は楽しいよ」ということを前面に出していこうという結論になりました。

(中島委員長)

ぜひそうですね、楽しさを前面に出していただいて。

あと、2年前の民生委員児童委員の全国大会で、私はICTを担当しまして、民生委員さんがLINEグループ等を非常に上手に使っておられるという実績がたくさん報告されていました。

ですので、多分60代ぐらいの民生委員さんは、かなり使いこなせる方が増えているのではないかと思います。70代に入ってくると、できる方とできない方で別れてくるというところでしょうか。ありがとうございました。

自治会との連携がやはり大事だということで話していただきましたが、ここまでのお話について副委員長、いかがでしょうか。

(大山副委員長)

委員の皆様のお話を聞いていて、ICTに関しての話と、あと相互理解と言いますか、自治会であったりとか、民生委員であったりとか、子ども食堂等の民間活動の人たち、それぞれ子どもを愛するというのは変わりませんが、その相互理解をどう進めていくのか、この2点について、私なりの考えを述べさせていただきたいと思います。

まずICTに関しては、どう活用するかを考えたときに、民生委員さんに何かをしてもらおうというよりも、役所の立場でできることがまだまだある、という視点です。1つお願いしたいのは、民生委員さんが活動しやすいように、ツールを統一してほしいということです。みんなが使っているツールで活動ができるように、役所側で配慮してほしい。統一するのは難しいという話はもう十分に予想ができるのですが、県で、使用ツールに関して使うのはこれにしましょうという強制力は無いにしろ、何らかのガイドラインがあるとよいと思います。自治体によって、例えば狭山市と熊谷市で全然違うルールだと、研修やオンライン会議も開けないわけですよ。まだまだ普及していないからこそ先に決めておいて、どの自治体でも大体同じものを使えば、分からなかったら教え合うといったこともできると思います。さっき言ったオンラインの会議等をするときも、ZoomだったりTeamsだったりそれぞれ違うと結構大変です。大学だとそれぞれシステムが違うので、教員の側が合わせなくてはいけないということがあり、常に不満があるのですが、そのあたりをぜひ考えていただきたいです。それから、さっきの充て職の関係で言うと、例えば充て職をするのであれば、会議の動画配信とかオンライン参加を必須にするといったルールを設けると、働いている民生委員さんは配信を見ればいいねとか、あるいは家からZoomで参加すればいいのね、となれば相当ハードルは下がると思います。逆に言うと、もし働いている人の参加を増やしていきたいというのであれば、相手のルールに合わせる、あるいは相手に対して配慮する運営体制を民生委員の直接の担当課だけではなく、民生委員に関わる担当課が全庁的に同じ対応を取ることが求められると考えます。これを言えるのは民生委員の担当課しか言えないので、当然反発は来るとは思いますが、ぜひ御検討いただきたい、これが1つ目になります。

2つ目は、先ほど言ったそれぞれ知らない人同士だと推薦しにくいということは当然だと思いますが、ではどうやって交流の機会を作っていくのかという点です。これは、役所から御説明を差し上げても、多分相互理解は深まらないと思います。要は、自治会の方が民生委員さんってこういう人ですよと言われても、民生委員がどんな人か分からないというのは、私の地区にいる民生委員がどんな人か分からないから推薦できないということです。そこはお互いに顔を合わせることで、この人はこういう価値観を持っている人ねとか、こういうところを大事にしている人ねっていうのが何となく会話の中で理解ができて、一緒にできる人だっていうような、そういうものを仕掛けとして考えていくことが必要ではないかと考えます。私は社会保障ゲームの企画開発に携わらせていただいているのですが、この社会保障ゲームは何かというと、昔少し流行ったSDGsカードゲームに近いようなイメージです。例えば独居の高齢者で、親族が周りになくて、最近ちょっと物忘れがひどくなっている人がいて、その人がどういった社会保障制度を使えるか、みんなでカードを引きながら考えます。課題解決をグループでディスカッションしながらやる、そういうゲームです。1、2時間ぐらいで、初対面の人でもファシリテーターが1人いればできるのですが、これを例えば民生委員さんとか自治会の人とか子ども食堂の人たちが一堂に集まる中で、初めましての後にゲームをしてみると。1人の困難を抱えた人に対して、私たちに何ができるだろうとか、役所にどういう福祉サービスがあるだろうとか、というのをみんなで議論して学んでいくような機会を意識的に作っていくと、社会保障ゲームでやり取りしたあの人すごく良かったよね、あの人を推薦したいの、いいんじゃない、なんていう話につなげやすいと思います。このあたりを点でやるというよりもある程度面で広げて展開していくということを1つ御提案させていただきたいと思います。もともと、社会保障ゲームは

中学生とか高校生とか、こども向けに開発したゲームでして、今はそのファシリテーターの養成に力を入れています。その地域で活躍されている方にファシリテーターになっていただいて、学校でこどもたちに対してその社会保障の意味を伝えてもらうことを考えているのですが、例えば民生委員さんが小学校とか中学校とかで、こどもたちとゲームを一緒にやって、実は私は民生委員という仕事をしています、なんて言うと、民生委員のイメージややりがいにもつながっていくのかなと思っています。

以上2点です。

(中島委員長)

こどもたちは、ゲームで楽しく学ぶというのは良いかもしれないですね。ありがとうございました。

(大山副委員長)

寺田委員も先日1回やられたんですよ。

(寺田委員)

そうですね、県民児協で理事会の後にやりました。ファシリテーターの先生がいらして、6人くらいのグループで2班に分かれて実際にやってみました。こういう場合にはこうだよ、これはこうじゃないの、ああじゃないの、こういう保障制度があるよ、と新たに知ることもあり、とても画期的で楽しいゲームでした。来年度に研修等で取り入れることを考えてみてもいいのではないかという話も出ました。実際に事案があったとき、解決策は1つではなく、いろんなことがあるので、これは民生委員にとっても勉強になるし、大山委員もおっしゃったように、まずは中学生なんかいいよねという感想もあり、結構好評でした。

(中島委員長)

ありがとうございました。

先ほど大山委員から、ツールの統一というお話をいただいて、例えば皆さんZoomはよく聞くとありますが、私の大学はMicrosoft Teamsを使っていますし、全民児連はWebexを使っていますし、そういうふうにツールがそれぞれ違います。機能はみんな似ているのですが、統一されると使いやすいですので、やはり事務局がサポートしてあげるとよいかもかもしれません。

(大山副委員長)

大学とかはもう仕方がないですが、これから持つところは、我々の先例を反省として生かしていただいて、みんなで同じツールを使うようにしていただいた方が、多分みんな幸せになれると思います。

(中島委員長)

ありがとうございました。

もう少し皆さんからの意見を伺いたいと思います。田中委員いかがでしょうか。

(田中委員)

まずICTの活用につきましては、本当におっしゃるとおりだなと思ひまして、自分が仕事をしていても、こっちの会議はZoomです、役所さんはTeamsです、とツールが違うことがままあります。こういう状況で、こういうものを民生委員さんに活用をお願いできるのかと言ったら、かなりハードルが高いと思います。そういう意味では、ICTを使って何をやりたいのかということのをいかにシンプルにして、そして各自治体共通にして、例えば地域の会議とか県の会議とかに出席した人がそのツールについて聞き合える、話ができるというような共通のものにしていけないと、現役世代でも厳しいのかなと思ひました。

また、どうしたら自治会に民生委員を知ってもらえるのか、あるいはこども食堂の方たちを巻き込むのかということところは、例えばこども食堂の方に民生委員さんなり、自治会の方が足を運んでどういう活動しているのかを見ていただくことが一番だと思います。あとは大学に行く

のもよいかと思いますが、高校とか中学校の出前講座のような感じで、民生委員が何をしているのかというのを子どもたちに知ってもらうのもよいかと思います。何か家庭で困ったことがあったら頼っていいんだよ、こういう制度が国にはあるんだよ、と若い世代をもっともっと巻き込んで、そこから親にも伝えてもらって、おじいちゃんおばあちゃんにも伝えていってもらおうという流れができればよいのではないかと思います。

以上です。

(中島委員長)

ありがとうございました。今、学校に行くという話がありましたが、社会保障ゲームの民生委員ゲームがあるとよいかもしいですね。本当に楽しく伝えられるようなものがあれば、子どもも知ってくれるし、親にも伝わるといことですね。

塚原委員いかがでしょうか。

(塚原委員)

地域で活動していらっしゃる方の中で、民生委員をやってみたいと思っくださる方をどう繋げていくのが非常に重要じゃないかと思っていました。濱田委員がおっしゃったとおり、そこには自治会長さんとどうつなぐかという課題もあるという点で、やはり簡単ではないのだと改めて感じたところです。ただ、子ども食堂だけではなく、災害支援をやっていらっしゃる方ですとか、興味を持っくださる方は少なからずいらっしゃいます。その方々がやってみようと思ったときに誰に話をしているのか、今だとなかなか分かりにくいところがあります。改選の時期ですとか、知らない方にとっては全てが分からないことだと思いますので、そういったやってみようかなという方にも何かつながる広報を加えていただきたいなと思いました。

また、選任基準について、他県では認められているけれども埼玉県では認められていないということもあるのでしょうか。そこは質問ということで、後でお伺いできればありがたいなと思います。

そして行政からのお願い事が多いということに関しては、やはり負担の軽減が必要だと思います。前回の委員会でも話されていたところで言いますと、例えば選挙の立ち会いは、これは民生委員さんが必須なんですか。

(濱田委員)

地域の方ですね。

(濱田委員)

ということなんですね。それもきっと自治体によって違うこともあるのではないかと思いますので、この委員会では何か提案できるとすると、そういった緩和の部分を検討して、本来の民生委員活動に絞れるようなことが言えるとよいと思ったところです。

以上です。

(中島委員長)

ありがとうございました。とても大事な問題提起をしていただきまして、民生委員をやりたい人が選ばれていないのではないかというのは、これはとても大事なところですね。どうしてかということ、やはり自治会・町内会に加入していないと選ばれないということがありますので、例えばビジネスマンでバリバリ働いていてすごく力のある人でも、退職後に民生委員をやりたいと思っても、地域とのつながりがないので選ばれない。確かに地域の事情に詳しい人を選びたいからということもあり、非常に魅力的な方ですけれどもなかなか自治会・町内会から選ばれる対象にはなりにくいという状況です。

ここで、少し皆さんから御意見をいただいてもいいかなと思いますが、民生委員をやりたい人がいるけれども、なかなか選べていないのではないかと、思われることはありますか。濱田委員はどうですか。

(濱田委員)

民生委員をしたいかどうかにつながるかは分かりませんが、行政では福祉関係だけではなく、市民活動に携わっている市民部や環境経済部といったところがあり、地域の中でNPOを作ったり、あるいは地域貢献をするために何か任意団体を作ったり、男女共同参画における活動の中だったり、人材リストのようなものを行政としては持っております。狭山市では、私が市民部に長くいた経緯もございますので、昨年からその名簿を作るときに、例えば民生委員あるいは自治会長あるいは保護司、更生保護等、地域の中で何か役割をお願いしたいと言われた際にあなたのお名前を出してもいいですか、というような項目を作っています。そこでチェックがついていたり、情報公開していいよという方だったりについては、民生委員の推薦委員会に情報提供するようにしています。それによって、地域の人とその方がお話をしたときに、今は欠員がいなくても、次の改選のときに可能ですよといった話ができるようになっていきます。これが民生委員になりたい方を自治会につなぐきっかけになればということで始めてみました。

あとは広報に載せることもありかなと、行政の方ではあまりそのように載せるイメージが無かったので、取り組んでみたいと、今思いました。

(中島委員長)

面白いですね、ぜひこの報告書等で、好事例として紹介していただきたいですね。埼玉県の地域支援計画を作るときに、県の調査で、40代女性は福祉活動以外の活動を非常に豊かにやっておられるという結果が出ていましたが、それが民生委員活動にまでは繋がりにくいというお話ですね。実際40代の方で民生委員をやっている方は、まだ数パーセントで、圧倒的に60代、70代が多いので、なかなか難しいとはいえ、そういったことは1つのアイデアですよ。

(濱田委員)

住民同士で推薦するというのも難しいですよ。大山委員がおっしゃられたような、地域の中でお互いに知り合うというのも、狭山市もコミュニティコーピングを使って、社協さんと協力しながらやっていますが、そこだけで何かを推薦し合うところまで持っていくことは非常に厳しいので、やはり行政がある程度繋ぐ役割を果たす必要があると感じてはいます。

(中島委員長)

小曳委員はいかがですか。何か面白い取組があれば。

(小曳委員)

面白いことは無いのですが、1回目の検討委員会に参加させていただいて、草加市でも民児協の会長さんや副会長さんと話し合いをしましたが、やはり同じような課題が出ていて、欠員についてどういう対応ができるのか、定年の撤廃ができないのか、等の意見が出ました。ただ、やはり市の方向性が出てこない、意見が出るだけで終わってしまったという感じで、今回の検討委員会もそうですし、国の方も検討しているということですが、民生委員さんの現場を見ているともう限界というか、今までと同じ長い歴史のあるやり方ではもう難しいんじゃないかというのは、私個人としても感じているところです。

うちは社会福祉協議会ですので、委託事業として、CSWや生活支援体制整備事業等いろいろやっていますし、昔と比べると包括支援センターもできましたので、高齢者の見守りですとか、そういった部分は民生委員さんの負担も少し減っていると思いますが、昔を知っている民生委員さんはあまりいないので、今の民生委員さんからすると、やはり負担が多くいろんなことを任せられると感じるようです。生活支援体制整備事業における地域づくりに関しても、それについて話し合いたいというふうをお願いするのは、やはり民生委員さんだったり、地区社協の方々だったりするので、同じ顔の人たちがいろんな会議に参加してもらっているところもあり、負担は大きいのかなと思います。地域づくりの中で、地域によってはすごく活性化しているところもあるし、逆にこれ以上何をさせられるんだというような言い方をされてしまうことだったりするので、もうずっと課題としてありますが、ある程度市や県、国における民生委員のあり方の方向性が、やはり変わっていかないといけない時期ではないかと思えます。

今年、草加市で若手民生委員さんの座談会をやらせていただいて、40代、50代の民生委員さ

んがいらっしゃるので、地区ごとに1人ずつ参加していただいて、市の方と話し合いをしました。ICTの関係はなかなか上の方ができないから難しいとか、今までこうなんだからこうやりなさいって言うような言われ方をされてしまったとか、活動費のところに関しても、仕事のようなものだからこれではやはりちょっと足りないんじゃないかとか、いろんな意見が出てくるのですが、それを定例会では言えなくて、若手同士で話し合っ出てきたところだったので、なかなか若手の人が上の方々に意見は言えていない状況なんだな、と感じました。

(中島委員長)

面白いことやっていないとおっしゃいましたけど、やっていますよね。40代、50代の座談会とかすごく魅力的で素晴らしいなと思って聞いていました。いろんな角度で議論すると、いろんな意見が出てきますよね。ありがとうございました。

岸田委員、今まで皆さんの意見を聞いていかがでしょうか。

(岸田委員)

皆さんの意見を聞いて本当に勉強になりました。1つはまず、何回も繰り返し出ていますが、民生委員さんのなり手の可能性として、大山委員がおっしゃった、フードバンクやこどもに関わって社会貢献している方ですとか、或いは濱田委員もおっしゃったように、市民活動に参加されている方だとか、そういう新しい層を巻き込んでいくというのは大変新鮮で、面白いと思いました。私も自分が住んでいるところで考えると、同じ地域といっても、自治会のような地域活動と、こういった市民活動はやはり意味が違って、ちょっと毛色が違うので、そこはやはり行政が一押ししてお互い知り合う機会を作っていくことが大事かなと。そこもハードルを低くして、例えば町内会にこども食堂へ参加してもらうということでもいいので、一歩始めていくことが大事ではないかと思いました。

また、ICTのところでも申し上げると、これからはやはりICTの活用は避けて通れない一方、ハードルが高いという御意見もそのとおりだと思いました。そして、やるのであれば大山委員がおっしゃるように、大枠を作った方がいいと思いますが、やはり時間がかかる気もするので、そういった意味では寺田委員がおっしゃったように、とりあえずLINEで連絡してみる等、利便さを実感してもらうことから始めて、抵抗感をなくす方法も、両方あっていいのではないかとと思いました。

また、負担軽減のところでも、平委員から市町村の業務を整理しているというお話がありましたが、それも大事だと思っていて、私の地元の民生委員さんが、相談に乗っていくうちにだんだん要望なのか依存なのか分からなくなり、クレームになってしまった、ということをおっしゃっていて、どの辺までが民生委員さんの相談支援で、どこからがカスハラか分かるかという意見もありましたので、そういったところも整理されていくと負担軽減につながってくるかと思いました。

(中島委員長)

ありがとうございました。

事務局も含めてなんですが、先ほど塚原委員の御質問にもあったところと、私が最初に言った埼玉県固有の課題等がありますか。例えば選任基準でほかの地域と違う点があるとか、こういった課題があるとか。

(事務局)

選任基準で言いますと、ちょうど県内の市から、年齢要件を緩和してもらえないかという御意見が出ています。この後、資料3で御説明させていただきたいと思います。令和4年の改選の際にも同様の御意見いただきまして、国の方では75歳未満を選任にするようにという通知が出ていますが、埼玉県はそれを勘案しまして、民生委員・児童委員につきましては78歳未満という形にさせていただきます。ただ、それをさらに緩和してもらえないかというような御意見がちょうど出ているところがございます。ある市では、今回の改選で解嘱になる方が十数人いらっしゃるうち、9人が年齢要件で解嘱となるが、御本人たちも続ける意思があるし、健康的にも問題はなし、市としてもぜひ引き続きやっていただきたいというような状況があるということ

で、御要望をいただきました。

それから先ほど御質問がありました、県議会議員については全国的な基準かという点ですが、結論から言うとこれは各自治体で異なってございます。埼玉県では、議会の兼職を避けるようになっておりますが、これは担当地区内における議員活動が、地域の住民の方の誤解を招く恐れがあるというような考え方で、埼玉県としては外させていただいているところです。ただ、これを要件にしてない自治体もありますので、一律のものではございません。要件自体については、御承知のとおり、民生委員法の第6条で、当該の市町村の議会の議員の選挙権を有するものという要件がありまして、さらに厚生労働省の通知で、細かく決まっております。社会福祉に熱意がある方、地域の実情を知っている方、等が書いてありますが、例えば年齢要件につきましても、努めることとなっておりますので、各市町村、各都道府県でそれぞれ異なっている状況でございます。

(中島委員長)

ありがとうございました。

国の年齢要件も、75歳の方を選任するよう努めることとしつつも地域の実情に応じてと書いているので、国の見解も自由にしていく、ということですね。ただ年齢が入っているのも、どうしてもそこに囚われて、75歳までにしないといけないかなと全国で思ってきたところ、実はどうやらそうじゃないらしいと分かってきて、最近はどんどん緩和されているという状況があると思います。

時間が大分過ぎていきますので、簡単にまとめをしますと、まずICTのことについて今回かなり御議論いただきました。できれば主要ツールを統一して、民生委員さんが使いやすいようにというような御意見が共通してあったと思います。それから負担感の問題についても、充て職に関する議論もいくつかいただいて、こういう役割は民生委員さんが必ず必要なのかどうかを議論してもいいのではないかと御意見があったと思います。そしてやはり自治会との関係が多かったですね。自治会に、いかに民生委員活動を理解してもらおうかということで、社会保障ゲームの話も含め、いかに一緒に考えていくかという話もあったと思います。それから働いている民生委員さんについて、ここもやはりICTも絡んできますね。オンライン会議や動画配信は、働いている方の負担を軽減していくのではないかと、御意見もあったように思います。

この後、選任要件の話もあると思いますので、一旦このような形で整理させていただいて、先に進めていきたいと思っております。では次の、民生委員活動に関する追加調査について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

資料2を御覧ください。県が行いました、各種調査の結果をまとめてございますので、概要について説明させていただきます。

まず、スライド1ページ目と、スライド2ページ目の上2つの項目につきましては、県民児協さんから御要望を受けている内容に沿って、状況把握のため都道府県と各市町村に調査をした結果でございます。スライド1ページ目が都道府県、2ページ目が各市町村になってございます。まず1ページ目ですが、県民児協さんから、現役公務員の人も民生委員になってもらえるように整備を進めてもらいたいという御要望をいただきましたので、他都道府県の状況はどうなっているのかについて、現状の調査をいたしました。現役公務員について、会計年度や再任用の方も含んでおりますが、全国調査では、未回答が2つありましたので、45都道府県のうち39都道府県から現役の方がいるという回答を頂戴しております。そのうち12の都道府県から常勤の方がいるという回答がありました。それから、現役公務員の方が民生委員活動をするための休暇制度を設けてほしいといった御要望も民児協さんからいただきまして、休暇制度の有無についても調査を行いました。休暇制度のある都道府県は10か所ございました。下の内訳は11になっておりますが、重複で設けているところが1か所ございます。民生委員活動をする場合に、5日間のボランティア休暇を取得できるところが6か所、職務専念義務免除で扱うところが3か所でした。また、活動費について、現在は民生委員一人当たりに対して支給をしていますが、欠員地区をカバーしている民生委員に対して、欠員分を上乗せして実費弁償として支払っても

らえないか、という御要望を民児協さんからいただきました。実際に他都道府県では、12 の都道府県で定員の分で市町村にお渡しをしていました。ただ、これは市町村でそれぞれ判断して、欠員地区をカバーしている委員さんの分を含めて支給している例と、支給していない例があるという回答でした。スライド2ページ目ですが、同じような内容で、県内市町村にも調査を行いました。現役公務員で民生委員がいらっしゃるの、さいたま市を含めた63市町村のうち24市町村、そのうち常勤職員がいるのは4市町村となっております。休暇制度を設けている市町村は3か所ございまして、ボランティア休暇が1か所、職務専念義務免除が2か所でした。それから、一番下の活動費でございますが、前回の検討会の中で県が6万200円を各市町村に活動費として交付しているというお話をしましたところ、下回っている市町村があるのではないかという御指摘がありました。活動費の額についても市町村へ調査いたしましたところ、こちらに書いてございますとおり、下回っているところはございませんでした。当県と同額が6か所、県の6万200円に何らかの上乗せをしているところが57か所という結果でございました。

続きまして、スライド3ページ目、民生委員に対する個人情報の提供状況でございます。昨年度実施いたしました民生委員・児童委員アンケート調査結果において、支援にあたって必要な個人情報が事前に把握できないといった御意見や、民生委員活動を行いやすくするために必要なこととして、行政からの必要な個人情報の提供という回答が民生委員さんから多く寄せられたことを踏まえまして、さいたま市を除く62市町村に調査を行った結果、62市町村全てで、何らかの個人情報は提供されていたところでございます。提供している個人情報には差があり、例えば、災害時の支援の関係は45市町村で出していますが、障害者世帯については4か所と限定的でした。また、項目についても、住所と名前は出しているけれどもこの部分は出していない、というように異なっていました。そこについて、提供していない情報がある場合の理由をお聞きしたのが5ページ目でございます。訪問に必要な最小限の情報を提供している、条例で禁止している、本人の同意を得ていないため等の理由が挙げられていました。

先ほど、準備委員会については御説明を差し上げたところでございますので、スライド6以降は省略をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

(中島委員長)

ありがとうございました。

特に個人情報に関しては、よく民生委員さんから情報が得られないという声を聞くことが非常に多いのですが、実はこういう統計を取ると、自治体の皆さんは出していると答えます。では何でこのようにずれているのかということですね。今回の調査でも、47の市町村で民生委員さん御本人に直接お渡ししているということですから、かなり個人情報が手渡されていることになりませんが、でも実際は多分、そういう感覚はあまりないという感じでしょうか。寺田委員、いかがでしょうか。

(寺田委員)

熊谷市の場合、平成15年に個人情報保護法が施行される前は、毎年1回は全世帯調査をしていました。何かあればすぐ行政につないで、見守り、支援をしていました。施行後は、全世帯の訪問はなくなりました。県内の市町村では、高齢者世帯調査を毎年実施しているところとしてないところがあります。私のところはしてないのですが、これは必要ではないかと話してはいます。また、行政が、情報提供してくれているところとしてないところがあります。民生委員が聞いたときには、きちんと答えてもらいたいです。それから、地域包括支援センターと民生委員の連携は密にしないといけないと常に思っていますが、残念ながらできていません。以前、私は包括の方に、お互い守秘義務があるなかで、情報の共有は大事だと言ったのですが、理解してもらえませんでした。

(中島委員長)

ありがとうございました。

民生委員さんが個人情報をどう扱うかというのは、本当にいろんな声が多いですね。行政の方も温度差がすごくあって、例えば市の広報に顔写真入りで全ての民生委員さんを市民の皆

さんにお伝えするような自治体もあれば、いやそれをやると個人情報の問題や苦情がいろいろあるので、自分の担当地区の民生委員さんだけを市民の方に教えますというようなところもあって、いろんな意見がありますよね。

副委員長、何かありますでしょうか。

(大山副委員長)

この個人情報に関して言うと、役所の立場からすると、リスクを極力避けたい、要は自分に苦情が向くのを避けたいけれど、仕事は民生委員さんに振りたいというのが実際のところで、結局トレードオフの関係ではないかと思っています。ですから、民生委員さんに仕事を振りたいたいのであれば、個人情報に関して様々なリスクが生じるという責任を背負わなければいけない。そこをどう考えるかという話だと思います。例えば先ほどの地域包括支援センターの件で言えば、役所から民生委員にきちんと情報提供するよう指導すると、では何かあったら役所は責任を取ってくれるんですね、と当然向こうの担当者は言うわけで、そこで当然責任取りますよと言えるだけの肝の座り具合があるかどうか。そこは現場同士でうまくやってくださいと言うと、責任取ってもらえないのであればうちとしても何かあったときに心配だから情報提供はできないですよ、という話になるので難しいですよ。

個人情報に関しては、結局本人の同意がとれていれば問題無いので、その同意を取る作業を誰がやるのか。例えば先ほどの地域包括支援センターの件で言えば、情報を出せないと言う前に民生委員さんに出していいか聞けばいいわけですが、それができないのは関係性ができてないということですよ。あるいは役所にそういった苦情があった時に、役所の担当者が利用者の方に連絡を取って、民生委員さんが心配されていて、こういうことに関して情報提供してただけませんかと聞いて、使っていいですよと言えば、別に個人情報保護条例に何も違反していません。ただやはりそうすると、面倒くさいという話があって、役所の職員とその利用者の方との関係性が取れなくてそれがクレームにつながってしまう、あるいはそういったことがたくさんあると業務がパンクしてしまうという話もあります。総論としては、情報を守りつつ支援はしましょう、情報は提供していますと言う一方、ただ個別具体的な必要な情報、この家にはどういう家族構成でどういう困難を抱えていて、借金はあるのかなのか、DVはあるのかなのかみたいな、支援をするためには不可欠でもセンシティブ情報に関しては、役所からは提供されていない。それが、数字にもあるように、役所は提供していると言う一方、民生委員さんは提供されていない、という状況になってしまっているという説明はできるかなど。その上でどうしたらよいかというのは、結局のところ同意を取っていくことに尽きると思います。誰が取るのかと言われれば、それを持っている人ですよ。持っている人が同意を取るかどうか、極めてシンプルな話になるかと思っています。極めてシンプルであるが故に、役所の職員にとってはやはり難しい話かなと思いますが、私の外部の専門職としての立場から言うと、もうそれに尽きると思います。

(中島委員長)

ありがとうございました。難しいところもコメントしていただきました。

国が成功事例について発信しているのですが、東京の中野区や足立区は、例えば70歳以上というように年齢で引いて、拒否しなければ基本的には情報公開をするとしています。ですが、実際現場ではいろんな事情があるのでなかなか難しいところで、基本的には同意を得ていけば問題ないということをしっかり共有するのが大事かと思っています。

それでは時間も限られてきていますので、次に行きたいと思いますが、その他の審議事項として市町村による民生委員の年齢要件緩和の要望について、お願いします。

(事務局)

それでは資料3を御覧ください。市町村による民生委員の年齢要件緩和の要望でございます。現在市町村では、先ほど濱田委員、平委員からも御説明ございましたとおり、ちょうど来年度の一斉改選に向けて、自治会への説明などが始まっているとお聞きしております。今月に入り、2つの市から県の選任要件で定めている民生委員の年齢要件を緩和して欲しいという御要望いただきました。そのうちの1市からは主任児童委員の年齢要件についても御要望が出されている

ところでございます。

資料を1枚めくっていただきますと、県の選任基準がございまして、2番の(2)に年齢要件が載っており、新任者につきましては民生委員・児童委員が78歳未満、主任児童委員が58歳未満、再任者につきましては民生委員・児童委員は同じですが、主任児童委員は67歳未満と年齢が少し上がっているところでございます。これに対して、先ほども少し触れましたが、1つの市はある地区で15人が退職見込みであり、そのうち9名については78歳以上になるため、年齢要件を満たさずに解嘱となってしまいが、御本人たちからは健康上の問題もないし、継続したいという強い意向があるというところから、例えば理由書等の添付等によって、78歳以上の人が、特例で認められる制度を作りたいという御要望でございまして。

もう1つの市からは、定年退職後も働く方が増え、地域関係の希薄化などにより、なり手不足が問題となっている点や、民生委員・児童委員、主任児童委員ともに欠員が生じている状況を踏まえまして、年齢要件を緩和して欲しいという御要望でございまして。

この部分につきまして、委員の皆様から御意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(中島委員長)

それではいかがでしょうか。国の基準からすれば、すでにかなり柔軟にさせていただいているとは思いますが、さらに現在の78歳未満という部分を緩和して欲しいということです。今、全国的には80歳の民生委員さんもいらっしゃるの、各地域に任せていいような気もします。ただ課題としてあるのが、やはり高齢になってくると、車の運転が大変になったり、埼玉県は車がないと厳しい地域もある中、御高齢で車を運転したりするのはちょっと心配ですね。そういったところも、年齢要件を自由化できないと、事務局が判断する要因になっているかとは思いますが。ただ、歩いて行ける範囲だったら大丈夫ではないか、という御意見もあると思いますし、いかがでしょうか。

(寺田委員)

全国の会長さんたちと民生委員の推薦のことで話をした際、自分でやりたいと手を挙げる人は、あまり推薦できない、逆に自治会からの推薦だと、いろんな人の声が上がってくるのである程度信用できるという意見が大半でした。

(中島委員長)

御本人がやりたいという前に、周囲の推薦が大事じゃないかということですね。

(寺田委員)

埼玉県のある市では、民生委員の公募をされていて、市長さんと市民児協の会長さんが面接をしているようです。先日、都道府県のある会長さんから、今度、公募を始めたいということで、参考に埼玉で行っている市の内容を説明しました。ただ、やってみないと分からないので、皆さんとよく意見交換をして検討する必要があるのではと話しました。

(中島委員長)

ありがとうございます。そうですね、公募をやっていると善し悪しがありますね。良い人が出てくると本当に嬉しいのですが、この人はちょっとという場合に辞めてもらうというか、選ばない理由が難しいという。沖縄の那覇市で始まったのですが、そう言ったことをよく聞きます。

78歳を過ぎてでもやりたいという声が出ているようですが、1つにはやはり推薦がしっかりあることを大前提にしたほうがいいのかという御意見がありました。他はどうですか。

(岸田委員)

今のお話を聞いていますと、年齢要件を撤廃するのは時期尚早で、この参考資料にあります他県の例のように、75歳という現状の規定は残しつつ、地域の実情を踏まえた弾力的な運用も可能といったような形が妥当ではないかと思いました。

(中島委員長)

そうですね、参考のところにありますように、例えば78歳以上は健康上その他の理由を確認の上、再任者に限り認めるという条件もありますので、その地区できちんと推薦があつてこういったことを確認した上で認めていくという形でもいいかと思いますが、いかがでしょうか。やはり高齢だからやめた方がいいのでは、という御意見はありますか。よろしいですか。

では、他県の状況を参考にしながら、条件を付記して認めていくと。これは具体的なところは県の方で御検討いただくとお思いますので、そういった御意見があつたというところで。年齢要件の撤廃はしないほうがいいのではないかと、というようなお話がありました。ありがとうございました。

では、時間が来てしまっていますが、資料4、国の第3回民生委員の選任要件に関する検討会の資料について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

こちらの資料は、中島委員長が座長を務めていらっしゃいます、国の検討委員会の資料の抜粋でございます。この検討委員会では居住要件の緩和について主に議論されていますが、その議論の中で、担い手確保に関する御意見も出されたということで、資料がまとめられておりましたので、御紹介をさせていただきます。

内容につきましては、この検討会でも御意見が出されたものと重複しているものがございます。例えば推薦方法について、先ほども御意見をいただいていた、民生委員の推薦候補確保のための行政機関の主体的な関与ですとか、推薦準備会の有効活用などが提案されているところでございます。新たな担い手確保と早期退任防止のため、業務負担軽減と活動環境の整備推進等が提案をされています。それから下段のところは、この検討会の中心の議題でございますけれども、居住要件の緩和についてどう考えるか、仮に緩和する場合の必要となる条件や考慮すべき点がまとめられています。

事務局からは資料の御紹介ということで、以上でございます。

(中島委員長)

ありがとうございました。

居住要件の緩和ということですが、議論を聞いていただいてもお分かりのように、民生委員法改正に伴うところがかなり大きなテーマでした。ただ、民生委員の当事者の皆さんから法改正を望まないという声が大きくあり、多分その方向に行くんじゃないかと思っています。その地域に住民票があつて、選挙権があるということが重要になっていますので、そこを超えるような4つのケースについて検討しましたけれども、第4回ではそういった形には多分ならずにとまるのではないかと、そこまでは言えるかなというところでございます。やはり当事者の民生委員の皆さんの思いでこの制度は成り立っていますので、そこを大事にしながらやっていく必要がありますが、なり手不足については非常に深刻な状況ですので、そこは今後考えていくということになろうかと思っています。では時間の関係もありますので、私からの補足はこれぐらいにさせていただきます、また11月26日に国の第4回検討委員会がありますので、それ以降に少し議論できたらと思います。

それでは本日も大事な議論をしていただきましてありがとうございました。

閉会にあたり課長から一言いただいてもよろしいでしょうか。

(播磨社会福祉課長)

本日は本当にいろんな御議論をいただきましてありがとうございました。

私共も、今日いただきました議論を踏まえまして、一斉改選に向けて今後どういった準備ができるのかというところをしっかりと検討していきたいと考えてございます。次の回も御予定をさせていただく形になろうかと思っておりますので、またその場でもいろいろ御意見をいただきまして、最終的な案を取りまとめさせていただきます、それを市町村の方にも共有させていただき、一斉改選に臨みたいと考えてございますので、引き続きいろいろと御議論いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(中島委員長)

ありがとうございました。

それでは事務局の方にお戻ししたいと思います、よろしく申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第2回埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会を終了させていただきます。今後の審議の方法等につきましては、委員長、副委員長と御相談させていただいた上、後日改めて御連絡をさせていただきます。引き続き御協力賜りますようお願いいたします。

本日は長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。